

由良町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

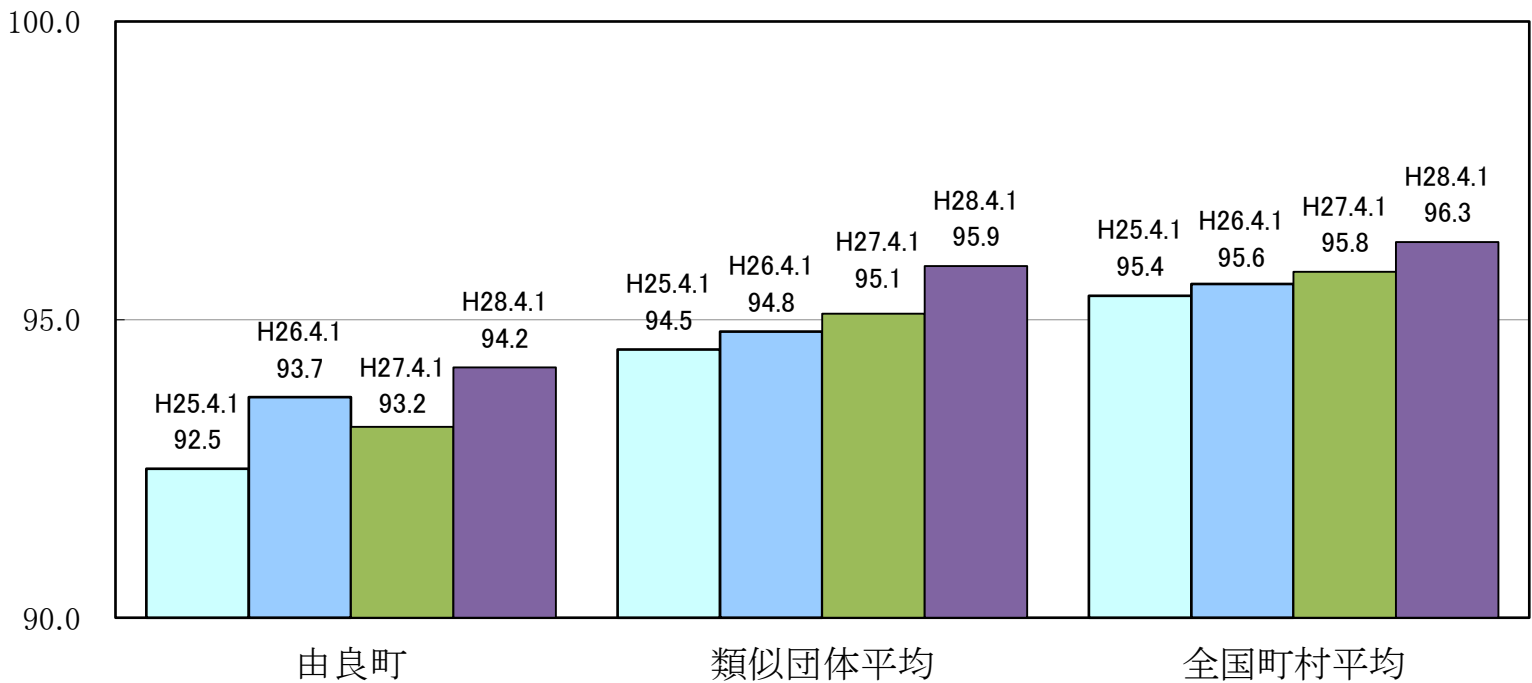
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
平成27年度	人 6,202	千円 3,700,976	千円 130,051	千円 538,335	% 14.5	% 14.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成27年度	人 60	千円 204,662	千円 22,140	千円 76,364	千円 303,166	千円 5,053	千円 5,591

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①に該当するが、その主な理由は「経験年数階層の変動」である。
適正な定員管理を行うことにより、今後は特に大きな変動はない見込みである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
 （内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層（1級（全号給）及び2級の初任給に係る号給）については、引下げなし。高齢層（3級以上の級の高位号給）については、最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
由良町	37.8 歳	276,396 円	308,856 円	297,529 円
和歌山県	43.5 歳	333,359 円	412,524 円	373,411 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	306,281 円	351,316 円	330,599 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
由良町	54.1 歳	3 人	247,067 円	256,233 円	251,833 円	—	—	—	—
うち用務員	54.1 歳	3 人	247,067 円	256,233 円	251,833 円	用務員	55.2	199,900 円	1.28
和歌山県	55.6 歳	42 人	331,016 円	361,205 円	351,481 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	5 人	270,982 円	292,247 円	281,193 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
由良町	4,097,655 円	2,732,900 円	1.50
うち用務員	4,097,655 円	2,732,900 円	1.50

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成25年～27年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		由良町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	146,700 円	—
	中学卒	134,000 円	134,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

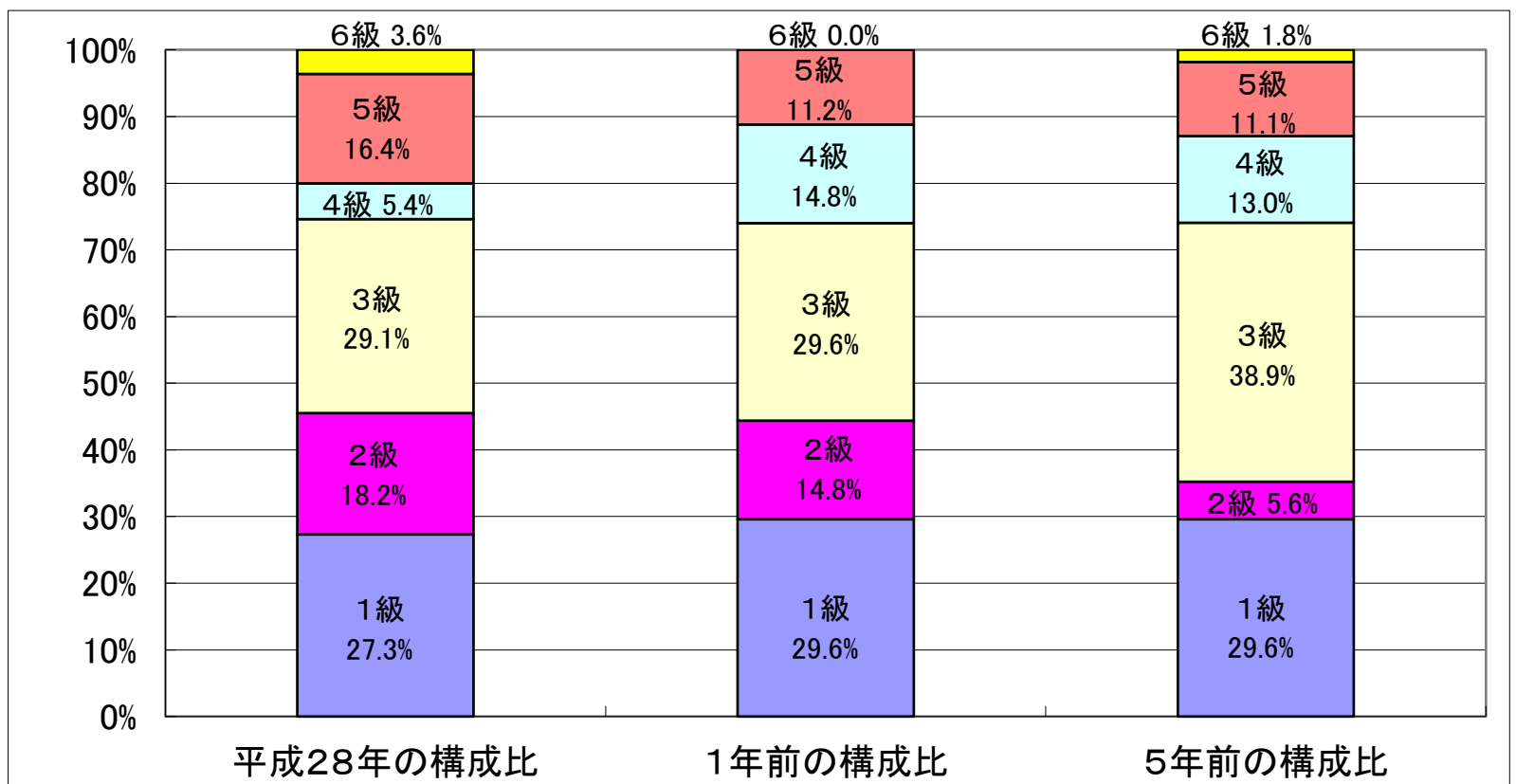
区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	250,725 円	310,633 円	365,400 円
	高校卒	—	—	—
技能労務職	高校卒	240,800 円	—	—
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事 困難な業務を行う課長	2 人	3.6 %	317,000 円	409,000 円
5 級	課長 副課長 会計管理者	9 人	16.4 %	286,200 円	391,800 円
4 級	班長 課長補佐	3 人	5.4 %	259,900 円	379,800 円
3 級	主査	16 人	29.1 %	226,400 円	348,800 円
2 級	主任 副主査	10 人	18.2 %	190,200 円	303,000 円
1 級	主事 技師	15 人	27.3 %	140,100 円	246,100 円

- (注) 1 由良町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成19年10月から毎年10月1日を基準日として、全職員の勤務成績の評定を実施している。</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況 勤務成績の評定に基づき、昇給区分を決定している。</p>

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

由良町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,292 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,616 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (—)月分 (—)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成19年10月から毎年10月1日を基準日として、全職員の勤務成績の評定を実施している。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況 勤務成績の評定に基づき、成績率を決定している。</p>
--

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

由良町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 15,024 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	右業務に従事する職員	伝染病の防疫作業	1日当たり1,000円
死亡人取扱手当	右業務に従事する職員	行旅死亡人の取扱作業	1日当たり2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	6,180 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	86 千円
支給実績（平成26年度決算）	8,171 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	112 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等の制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）
扶養手当	ア.配偶者は13,000円。 イ.ア以外の扶養親族は1人当たり6,500円（配偶者のいない職員の扶養親族には、1人目11,000円。満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族である子には、1人につき5,000円加算。	同		7,985 千円	221,821 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて最高月額27,000円。	同		4,455 千円	297,000 円
通勤手当	ア. 交通機関を利用して通勤している職員に対して、月額最高55,000円 イ. 交通用具を利用して通勤している職員に対して、二輪の場合は2,000円から20,900円まで、四輪の場合は2,500円から20,000円まで。	異	使用距離の区分及び支給額。	2,673 千円	62,162 円
管理職手当	ア.参事、課長(6級)の職員に40,000円。 イ.課長(5級)、会計管理者の職員に30,000円。 ウ.副課長の職員に24,000円。 エ.課長補佐の職員に20,000円。 オ.班長の職員に18,000円。	異	定額支給。(国は、給料月額に100分の25を超えない支給割合を乗じて得た額。)	4,176 千円	239,400 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に対して、1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同		0 千円	0 円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、1回につき4,200円。	同		508 千円	8,400 円
管理職員特別勤務手当	職務の級が4級以上の職員が週休日又は祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合、4時間を超えた時5,000円、4時間以下の場合、2,500円。	異	支給単価及び時間区分。(国は、6千円～1万2千円を支給。6時間を超える勤務は5割増。)	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	700,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 830,000 円 / 345,000 円	
	副 町 長	590,000 円	650,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	300,000 円	365,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	250,000 円	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	230,000 円	301,000 円 / 155,000 円	
期 末 手 当	町 長	(27年度支給割合)		
	副 町 長	2.60	月分	
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.60	月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 70万円×在職月数×0.433	(1期の手当額) 14,548,800 千円	(支給時期) 在職中通算、任期毎の選択制
	副 町 長	59万円×在職月数×0.258	7,306,560 千円	在職中通算、任期毎の選択制
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

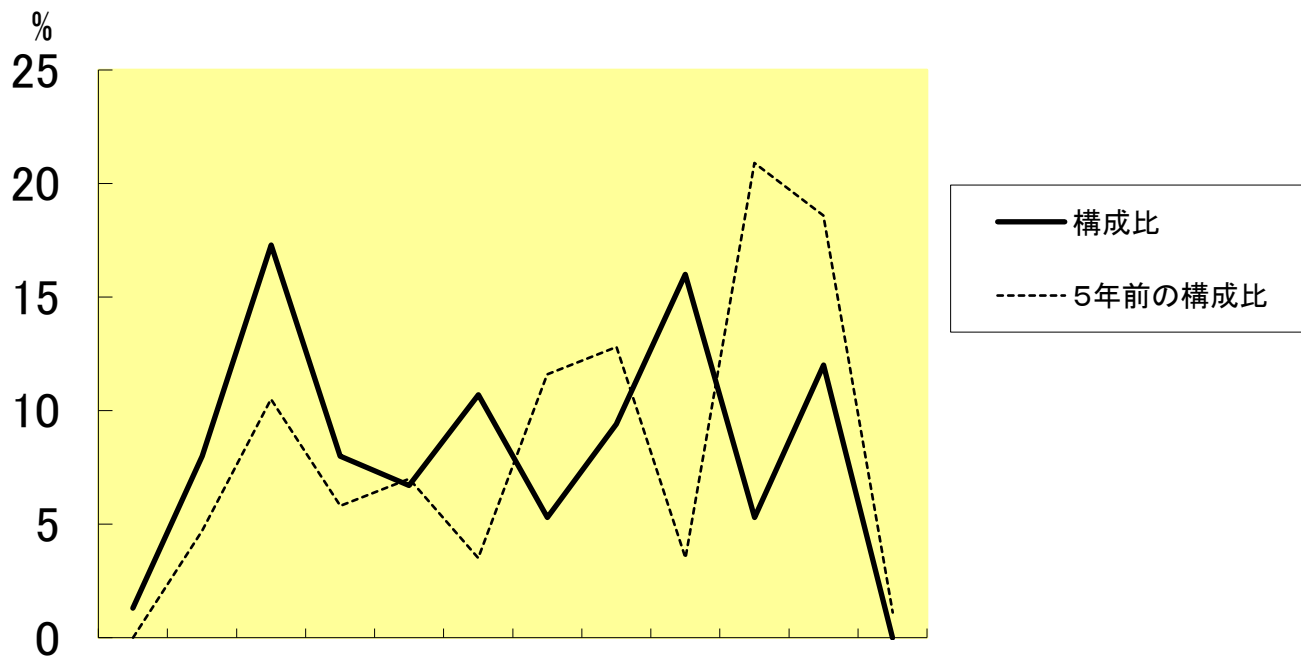
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
		平成27年	平成28年				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	2	▲ 1	欠員不補充 新規事業、施策の実施	
		総務	16	17	1		
		税務	6	6			
		民生	8	8			
		衛生	5	4	▲ 1		退職不補充
		農林水産	6	6			
		商工 土木	1 6	1 6			
	計	51	50	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.62 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 108.08 人)		
	教育部門	9	10	1	子ども園及び学童保育事務異動に伴う業務増		
	消防部門	0	0				
	小 計	60	60		<参考> 人口1万人当たり職員数 96.74 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 130.29 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	4	4				
	下水道	4	4				
	その他	7	7				
	小 計	15	15				
合 計		75	75		<参考> 人口1万人当たり職員数 120.93 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	13人	6人	5人	8人	4人	7人	12人	4人	9人	0人	75人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		60	60	60	52	51	50	▲10	(▲16.7%)
教育		11	10	10	10	9	10	▲1	(▲9.1%)
消防		0	0	0	0	0	0	0	(0%)
普通会計計		71	70	70	62	60	60	▲11	(▲15.5%)
公営企業等会計計		15	14	15	15	15	15	0	(0%)
総合計		86	84	85	77	75	75	▲11	(▲12.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成27年度	181,289	34,874	21,236	11.7	12.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度	4	14,764	1,630	5,246	21,640	5,410

(参考)平成26年度平 均一人当たり給与費
千円 6,194

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
由良町	39.5 歳	311,350 円	443,290 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

由良町		一般行政職	
1人当たり平均支給額(平成27年度)		1人当たり平均支給額(平成27年度)	
1,314 千円		1,292 千円	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(—)月分	(—)月分	(—)月分	(—)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%・10%		役職加算 5%・10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成28年4月1日現在)

由良町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%)	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	15,024 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	右業務に従事する職員	伝染病の防疫作業	1日当たり1,000円
死亡人取扱手当	右業務に従事する職員	行旅死亡人の取扱作業	1日当たり2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	446 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	112 千円
支給実績(平成26年度決算)	448 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	112 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)
扶養手当	ア.配偶者は13,000円。 イ.ア以外の扶養親族は1人当たり6,500円(配偶者のいない職員の扶養親族には、1人目11,000円。満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族である子には、1人につき5,000円加算。	同		678 千円	226,000 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて最高月額27,000円。	同		44 千円	44,000 円
通勤手当	ア. 交通機関を利用して通勤している職員に対して、月額最高55,000円 イ. 交通用具を利用して通勤している職員に対して、二輪の場合は2,000円から20,900円まで、四輪の場合は2,500円から20,000円まで	同		174 千円	58,000 円
管理職手当	ア. 参事、課長(6級)の職員に40,000円。 イ. 課長(5級)、会計管理者の職員に30,000円。 ウ. 副課長の職員に24,000円。 エ. 課長補佐の職員に20,000円。 オ. 班長の職員に18,000円。	同		288 千円	288,000 円

休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に対して、1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同		0 千円	0 円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、1回につき4,200円。	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	職務の級が4級以上の職員が週休日又は祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合、4時間を超えた時5,000円、4時間以下の場合、2,500円。	同		0 千円	0 円